

入札説明書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。）及び本件委託業務に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

別記中1のとおり。

2 入札参加者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度、令和6年度及び令和7年度における製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者で、次の事項の全てに該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県内に健康診断実施施設を有する者であること。
- (3) 公立学校教職員の採用時健康診断を行える者であること。
- (4) 現在実施されている外部精度管理事業（公益財団法人日本医師会、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会、公益社団法人全国労働衛生団体連合会等）を少なくとも一つは定期的に受け、採用時健康診断に係る検査値の精度評価が全て基準を満たしていること。
また、その結果を資料として事前に提出できる者であること。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の認定個人情報保護団体（プライバシー制度認定済団体）であること。若しくはプライバシーマークと同等以上の他の認証を有していること。
- (6) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- (7) 別記中4に掲げる提出期限の日から開札をする日までの間において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、別記中4のとおり必要な書類を提出しなければならない。

なお、虚偽の記載をした場合や、落札後に確約事項を満たさなくなった場合などは、入札参加資格停止措置を行う場合があるので、注意すること。

4 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、別添契約書（案）、会計規則及び契約に関して知事が別に定めるものを熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記中3に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、別紙様式による入札書を持参により提出しなければならない。郵便、加入電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札書の提出場所は、別記中2(1)のとおり。
- (5) 入札書の提出日時は、別記中2(2)のとおり。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、次に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、愛媛県があらかじめ用意した入札書を使用することができる。
 - ア 委託業務名
 - イ 入札金額
 - ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の職氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名、代理人であることの表示並びに

当該代理人の氏名及び押印

- (7) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ、消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (8) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (9) 入札書は、封入の上、提出すること。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を合わせて提出しなければならない。
- (13) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又は取り止めることがある。この場合において、入札執行者は入札者の損害に対する責を負わないものとする。
- (14) 入札書に記載する検査項目ごとの検査料単価は、当該委託業務に要する費用一切の諸経費を含めて見積もるものとする。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された健診項目ごとの健診料金単価を合計した額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（以下「入札者が見積もる契約金額」という。当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書には健診料金単価に健診予定人数を乗じた健診項目ごとの健診料金及び健診料金合計額についても合わせて記載すること。

- (15) 入札参加者又はその代理人は、委託料の部分払の有無、支払回数等の契約条件を別添契約書（案）等に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (16) 入札公告等により競争入札参加資格審査申請書を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき、又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (17) 開札の日時及び開札の場所は、別記中 2 (3) のとおり。
- (18) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (19) 入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員及び(17)の立会職員以外の者は、入場することができない。
- (20) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場できない。
- (21) 入札参加者又はその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、入札を辞退した場合及び特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場から退出することができない。
- (22) 入札会場において、次の各号のいずれかに該当する者は、当該入札会場から退出させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者
- (23) 入札参加者又はその代理人は、本件委託業務に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (24) 予定価格の制限内の価格での入札がないときは、3 回を限度として再度の入札を行うものとする。3 回の入札をするも更に落札者がいないときは、入札辞退者を除く希望者から、原則として 2 回を限度として見積りに移行するものとする。

5 入札保証金

- ア 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額に予定人数を乗じた額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除

の決定を受けた者は、これを免除する。(別添入札説明書補足資料「入札(契約)保証金について」を参照)

イ 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、愛媛県に帰属する。

ウ 入札保証金に係る取扱いについては、会計規則第 135 条から第 137 条までの規定による。

6 無効の入札書

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申し立てができないものとする。

- (1) 公告に示した入札参加者に必要な資格のない者又は代理権限がない者の提出した入札書
- (2) 委託業務名又は入札金額のない入札書
- (3) 入札参加者本人の氏名又は押印のない、又は判然としない入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示又は当該代理人の氏名若しくは押印のない又は判然としない入札書(入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。)
- (5) 委託業務等の名称に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (7) 入札金額を訂正した入札書
- (8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (9) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (10) そのほか、会計規則又は入札に関する条件に違反した入札書

7 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、健診項目ごとに決めた予定価格に、健診項目ごとの健診予定人数を乗じた健診料金の合計額の制限の範囲内で、最低の健診料金合計額をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。
- (5) 入札参加者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。
また、当初の入札を辞退した入札参加者及びその代理人は、再度の入札以降の入札及び見積合せには参加できないものとする。
- (6) 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

8 契約保証金

ア 契約保証金は、契約金額に予定人数を乗じた額の 10 分の 1 以上の額とする。ただし、「入札(契約)保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。(別添入札説明書補足資料「入札(契約)保証金について」を参照)

イ アに定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては、会計規則第 152 条から第 154 条までの規定による。

9 契約書の作成

- (1) 落札者は、指定の期日までに契約書を取り交わすものとする。

- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 知事及び契約の相手方と決定した者が契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

10 契約条項

別添契約書（案）及び添付書類のとおり。

11 入札者に求められる義務

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた委託業務に係る技術仕様について、指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

12 質疑事項の取扱い

質疑事項がある場合は、質問書（別紙様式）により次のとおり質問を行うこと。

- (1) 提出先
別記中3のとおり。
- (2) 提出期限
令和7年3月14日（金）午後4時まで
- (3) 提出方法
電子メール、ファクシミリ、持参又は郵送（期限必着）
なお、電子メールにて質問書を提出する場合は、件名を必ず「公立学校教職員採用時健康診断業務委託の質問」とし、愛媛県教育委員会事務局管理部教育総務課教職員厚生室のメールアドレス（kyoushokuinkousei@pref.ehime.lg.jp）に送信するとともに、電話連絡にて受信確認を行うこと。
- (4) 回答方法
全ての質問及び回答を取りまとめ、入札参加予定者全員に対し、令和7年3月19日（水）の午後5時15分までに原則として電子メールで回答を送信する。

13 資格審査に関する事項

資格審査に関する事項の照会先及び申請書の提出先
愛媛県出納局会計課用品調達係
〒790-8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 089-912-2156

14 その他必要な事項

- (1) 本件委託業務は、令和7年度当初予算を審議する愛媛県議会において、関連予算の成立を条件として実施するものである。
- (2) 契約事務の担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地は、別記中3のとおり。
- (3) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が、本件委託業務の入札又は契約に関して要した費用については、全て当該入札参加者又はその代理人が負担するものとする。

別記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
令和7年度愛媛県公立学校教職員採用時健康診断業務委託
- (2) 委託業務の内容等
別添仕様書のとおり。
- (3) 委託期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所
委託者と受託者が協議の上、決定する。
- (5) 入札方法
(2)についての総価により行う。

2 入札書の提出先等

- (1) 入札書の提出先
愛媛県教育委員会事務局管理部教育総務課教職員厚生室
(愛媛県庁第一別館 11階ミーティングスペース (Bスペース))
- (2) 入札書の提出日時
令和7年3月21日(金) 午前10時30分
- (3) 開札の日時及び場所
日時 令和7年3月21日(金) 午前10時30分
場所 愛媛県庁 第一別館 11階 ミーティングスペース (Bスペース)

3 仕様書等に係る照会先及び契約事務の担当者

- (1) 部局の名称 愛媛県教育委員会事務局管理部教育総務課教職員厚生室 健康支援係
- (2) 担当者 新田
- (3) 所在地 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
- (4) 電話 089-912-2916

4 事前に提出する書類等

- (1) 提出書類
 - ア 誓約書
 - イ 診療所の開設許可書の写し
 - ウ 外部審査による精度管理情報に関する結果報告書の写し
 - エ 個人情報取扱いに関する認証を受けていることを証明する書類の写し
- (2) 提出先 愛媛県教育委員会事務局管理部教育総務課教職員厚生室
- (3) 提出期限 令和7年3月14日(金) 午後4時
- (4) 提出方法 持参又は郵送(期限必着)
- (5) 受付時間
土曜日、日曜日及び祝祭日を除く日の、午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までの間を除く。期限内最終日の3月14日(金)のみ午前8時30分から午後4時まで。)とする。